

アメリカ不法行為法における

HEDONIC DAMAGES 理論

岡本友子

一 はじめに

最近、アメリカにおいて、Hedonic Damagesなる考え方が現れている。このHedonic Damagesは、基本的には将来におけるhedonic価値の喪失、あるいは人生の楽しみに対する損害賠償と定義されている。そこからさらに、Hedonic Damagesは生命の価値そのものに対する損害賠償という定義も引き出される。人間は労働するために生きているのではなく、自らの人生の目的を享受するために生きているのであるから、hedonic価値こそが人間が自らの価値に見いだす大部分であり、生命の価値そのものとして理解されるわけである。

このようなHedonic Damages理論がアメリカの人身賠償論で主張されるに至った経緯は、以下の通りである。アメリカの伝統的な賠償論は基本的に金銭的損失のみ賠償し、遺族の悲しみなど非金銭的損失には賠償を認めていない。これを金銭的損失準則(Pecuniary Loss Rule)と言いが、この準則はイギリ

スの判例法で生成されアメリカの各法域に継受された。それ故、アメリカのその後の人身賠償論はこの金銭的損失準則に規律されることとなった。

金銭的損失準則の下では、死亡被害者の遺族または遺産(estate)が死亡被害者から寄与される労務・扶養・所得の喪失(loss of service, support and earnings)など、市場の価格によって測定されうる経済的価値のみが賠償の対象となる。しかし、この準則を厳密に適用すれば、例えば未成年の子供の場合、彼らの養育費を控除して彼らが親に寄与したであろう金銭的便益が決定されることになるが、通常子供の養育費・教育費の方が親に与える経済的便益よりもはるかに高いので、賠償は常にマインナスになるはずである。同様に、成人した子供は親を扶養すべき法律上の義務がなく結婚するまで自分自身の被扶養者がないので、彼の死亡により何人も重大な経済的損失を被ることはない。また、高齢者は既にほとんどの経済的生産性を使い果たしている。従って、未成年のあるいは成人した子供や高齢者

の生命は金銭的損失準則の下ではほとんど価値がないことになりう。

近年、このような金銭的損失準則のもたらす問題はきびしい批判の対象となり、一九六〇年に下されたミシガン州の *Wyoko v. Gnodtke* 判決を嚆矢として、ほとんどの法域で、判決や立法によって被害者の死亡により通常の家族関係が破壊され、そこから得られるはずの愛情・交わり・共同生活などの喪失 (loss of love, society and companionship, etc.)⁷ ならには被害者の死亡により遺族が被る悲しみ・悲嘆・精神的苦痛 (sorrow, grief and mental anguish) といふ、た非金銭的損失についても積極的に賠償しようとする動きが活発になっている。

しかし、最近になって、それでも不十分であるとの根本的な批判が提起されるに至った。すなわち、近時の判例・立法の非金銭的損害賠償の動向を加味しても、そのような不法行為死亡訴訟では、裁判所が死亡被害者の遺族に対する金銭的損失についてのみ焦点を集め、死亡被害者の失われた生命の価値、生きることから得られる楽しみを無視しており、現在の不法行為システムは生命侵害に基づく損失を過小評価している、というものである。こういった事情を背景に、Hedonic Damages を損害賠償の対象とすることを求める主張が登場したのである。

II Hedonic Damages 理論の生成

この Hedonic Damages という新しい概念を初めて論じたのは、一九八五年に合衆国地方裁判所で下された *Sherrod v.*

Berry 判決である。しかし、Hedonic Damages 理論で賠償の対象とされているのが、経済的価値とは別の生命そのものの価値であることに注目すれば、*Sherrod* 判決に先立つ二つの判決を先例として捉えうる。すなわち、公民権訴訟 (Civil Rights Action) で生命の喪失 (loss of life) に初めて賠償を認めたのは、一九八一年に合衆国地方裁判所で下された① *Guyton v. Philips* 判決であり、ついで一九八四年に合衆国控訴裁判所で下された② *Bell v. City of Milwaukee* 判決である。一般に、公民権訴訟は、州当局によりなされた行為により憲法上の権利を奪われた者に対して訴訟原因を与え、それにより違憲な行為を抑制し被害者に補償を与えることを目的とする性質を持つものである。公民権法一九八三条 (42 U. S. C. § 1983) は、憲法上の権利の剝奪に対する損害賠償については何ら規定していないが、同一一九八八条により州法が適用される。但し、州法が「憲法や合衆国の法律と矛盾して」いる場合は例外とされる。

従って、警官に撃たれて生命を奪われた類型の①・②両判決では、適用される州の訴権存続法 (Survival Statute) ・不法行為死亡法 (Wrongful Death Statute) 上、生命の喪失に訴訟原因が認められないことが公民権法一九八三条や合衆国憲法第一四修正と矛盾すると判断される場合、直接公民権訴訟で生命の喪失について賠償を求めうることになる。そこで、両判決は、それぞれの州の訴権存続法・不法行為死亡法がいずれも生命の喪失に賠償を認めていないことを補償及び抑止を目的とする一九八三条のポリシーと抵触すると判示し、それぞれ生命の喪失に

ついで一〇万ドルの賠償額を認めたとのである。

そして、一九八五年に③Sherrod v. Berry判決が下され、初めて「Hedonic Damages」という賠償を認めたとのである。事案としては、①・②両判決と同じ訴訟類型であり、事実審理で人間の生命評価に関して専門家証言が認められ、そこにおいてある経済学者は、生命の価値は生きることの楽しみを含み生命のより大きな価値にかかわるものであり、それは個人の経済的生産性の価値とは別に存在すると証言した。さらに、生命のhedonic 価値は失われた将来の所得の三倍から三〇倍に評価されうるとして、一九歳の黒人青年の生命のhedonic 価値は一五〇万ドルから一五、〇〇万ドルの価値があると証言がなされた。陪審は、この専門家証言に基づき、交じわりの喪失に四五万ドル、青年の遺産に対する経済的損失に三〇万ドル、Hedonic Damages に八五万ドルを認める評決を下した。

以上の経過ののち、事実審裁判所は、①・②両判決を引用し青年の生命の喪失は賠償されうると判示した。そして、「生命の喪失は存在する権利、あるいは生計を稼ぐ能力を奪われる以上のことを意味する。それは人生の楽しみ喪失を含む」が、陪審に対する専門家証言として「生命のhedonic 価値」について語られたところは、まさにこのことであり、「この証言は陪審が本件において損害賠償の適切な尺度を決定することを可能にしたものとして、許容されうると結論を下した。この判断は合衆国控訴裁判所においても是認された。

いくつかの州では、死亡には至らない身体傷害の場合に、そ

れにより失われた「人生の楽しみ (enjoyment of life)」に対する賠償というものが、またコネティカット州では、生命侵害の場合に、「人生の活動を遂行し楽しむ能力の破壊」に対する賠償が以前から認められていた。しかし、Sherrod 判決は、生命侵害に基づく賠償を考える上で、従来考慮されることのなかった生きて生活する場面における非金銭的損失の方が、労働する場面における経済的損失よりもむしろ大きな価値があると問題提起をしたのである。そして、この社会で生きていく上での喜びを経済的価値とは異なる道徳的・哲学的価値を含む生命のhedonic 価値として構成したのである。こうして、Sherrod 判決は、hedonic 価値という今まで評価の対象とされなかった部分に光を当て、これにより人間の生命の価値を直接的に評価しようと試みた点で、重要なのである。

そこで、この大きな意義を有するSherrod 判決の射程について見ていけば、第一に、Sherrod 判決は後の公民権訴訟で支持されているか、第二に、州法レベルの事件ではどうか、第三に、傷害の事件ではどうか、ということが問題となる。

第一の問題について、一九九一年に合衆国地方裁判所で下された④Frye v. Town of Akron 判決がSherrod 判決を支持しHedonic Damages を是認している。

第二の問題については、公平に判断するならば、Sherrod 判決の法理は各州の判例法に未だ十分に取り入れられていないと言うべきであろう。判決の中には、Hedonic Damages を単に訴権存続法の下で傷害を受けそれにより死亡するまでに失わ

れた人生の楽しみとしてのみ賠償を認めるものがある。例えば一九八九年、ニュー・ジャージ州の⑨Clement v. Consolidated Rail Corp. 判決は、これを別個の損害項目として認めていゝ。さらに、同年のキャンザス州の⑩Leiker v. Gafford 判決、一九九〇年のテラウエア州の⑪Sterner v. Wesley College, Inc. 判決、一九九一年のネヴァダ州の⑫Pitman v. Thorndike 判決、同年のイリノイ州の⑬Fezer v. Wood 判決及びニュー・ジャージ州の⑭Eyoma v. Falco 判決は、Hedonic Damages を苦痛や能力喪失のファクターとして認めている。また、一九八九年のニュー・ハンプシャー州の⑮Nichols v. Estabrook 判決、一九九一年のイリノイ州の⑯Marcado v. Ahmed 判決、同年のインディアナ州の⑰Southlake Limestone & Coach, Inc. v. Brook 判決及びフロリダ州の⑱Brown v. Seebach 判決は、不法行為死亡法に明文規定がなくとも、Hedonic Damages の評価方法の思弁性を理由に、Hedonic Damages を否定している。

第三の問題にうつり、Sherrod 判決の提起した Hedonic Damages の影響は見られないやうに思われる。例えば、一九八八年のイリノイ州の⑲Nemmers v. United States 判決、一九九〇年のキャンザス州の⑳Gregory v. Carey 判決では、従来人身侵害事件で認められた人生の楽しみ喪失が賠償されている。

三 学説における Hedonic Damages 理論の展開

次に、学説における Hedonic Damages 理論の展開について概観したい。もともと、Hedonic Damages 理論は、一九八五年の Sherrod 判決を契機としており、本格的な検討は一九八九年以降に始まったばかりであると言えよう。

Hedonic Damages をどう捉えるかについて、第一に、単に人身侵害の場合に認められる「失われた人生の楽しみ」と同義に捉える立場と、第二に、Sherrod 判決に触発され、経済的生産性とは異なる哲学的・道徳的価値を含んだ生命そのものの価値と捉える立場に大別される。そして、それぞれの立場において、Hedonic Damages を肯定する説と否定する説に分かれていく。

第一に、Hedonic Damages を専ら「失われた人生の楽しみ」と把握する立場では、判例と同じように生命侵害の場合にも、受傷後死亡までの間に限り、人生の楽しみ喪失を肯定する見解がある。この見解の中には、①「失われた人生の楽しみ」を別個の損害項目として認める見解や、②肉体的・精神的苦痛あるいは能力喪失に含まれるファクターとして認める見解が見られる。また、③既に肉体的・精神的苦痛あるいは能力喪失について賠償が認められる以上、さらに「失われた人生の楽しみ」を賠償すれば二重賠償になるとして、否定する見解もある。

第二に、*Heudonic Damages* を「生命そのものの価値」と把握する立場では、*Sherrod* 判決と同じく、③人間の生命の価値は客観的に測りうるとして、特に経済学の生命評価に関する実証研究を指針として肯定する見解が見受けられる。同様に肯定する立場ではあるが、④生命の価値は決して置き換えることのできないという意味で値段がつけられず評価不能である、それ故制定法に一定額の賠償を明規することにより解決を図るしかないという見解がある。

これに対して、第二の立場をとった上で、⑤*Heudonic Damages* は不法行為法の損害填補機能に反し抽象的・観念的すぎで算定しえないとして、否定する見解もある。この見解によれば、算定指針とされる経済学者による専門家証言は、どのようなファクターが生命評価において含まれるべきかについて専門家の間にも基本的合意がなく、生命価値の研究が評価に値するか否かについても一致が見られないので、信頼性が欠けているという批判である。

しかし、今までの判例・立法においても、悲嘆・悲しみにせよ、交わり・共同生活の喪失にせよ、無形の非金銭的損失の賠償が徐々に認められており、その算定方法はかなり不明なものであった。さらに、生命評価の実証研究は、アメリカにおいて過去二〇年にわたって論じられ進歩し、経済学における評価理論の立派な一つの流れを形成しているものであり、*Heudonic Damages* の算定を考える上で十分な指針を提示していると言えよう。以下、その理論を若干紹介したい。

生命価値の評価理論は、もちろん細かい点では必ずしも一致していないが、その共通の核として次のような仮説を立てている。すなわち、人間の生命の価値は、死ぬ（生きる）確率の限界的減少（増加）に対し人が喜んで支払おうとする行動から推計され、それは支払額（受取額）を確率の減少分（増加分）で割ることから得られるという仮説である。例えば、生命を脅かすウイルスにさらされた一〇〇〇人の共同体を考え、ウイルスにより五〇人の人間が死ぬことが予測されるが、ワクチンを購入することができ、全ての人がワクチン注射を受ければ、死者は四〇人まで減少するとしよう。死ぬ確率は〇・〇五から〇・〇四へと一パーセントだけ減少するわけである。この時、死ぬ確率を一パーセント減少させるワクチンの価値が生命の価値と等しいのである。すなわち、ワクチンの価格の一〇〇倍が生命の価値と推計される。

具体的には、評価理論の発展の中で三つの基本モデルが提示されている。第一に、喜んで受取る意思モデル (*Willingness to Accept Model*)。例えば、ある職業が生命にかなりの危険を及ぼすものである時、一体いくらの賃金プレミアムを受け取れば人はその危険を喜んで受け入れるのか、という労働市場で得られる所得データから生命の価値を推計しようとする。第二に、喜んで支払う意思モデル (*Willingness to Pay Model*)。例えば、個人が死ぬ確率を減じるために煙警告機やシートベルトに対し喜んで支払おう、という現実の市場で得られる消費データから生命の価値を推計しようとする。このモデルは、人が喜んで支

払う行動は生命に設定された暗黙の価値の関数である、ということを中心として主張している。Sherrod 判決の専門家証言はこのアプローチに基づく。第三に、アンケート方法 (Questionnaire Method)。例えば、あなたは一パーセントだけ死ぬ確率を減じるためにいくらの額を喜んで支払うか、と問うアンケートを実施し、このデータから生命の価値を推計しようとする。

これらのモデルから得られる生命の評価額は、社会がどのように生命を評価しているか、というアメリカの社会規範や文化を反映しており、個別具体的な個人の生命の価値を算出しているものではない。また、この評価額はある幅を持って提示されるが、Hedonic Damages の決定においては、経済学上合理的である限り、その評価額を一つの枠組として捉え、後は陪審や裁判官の裁量に委ねればよいと考えられる。また、種々の実証研究も、生涯にわたる将来所得よりも生命の価値は大きいとしている点では一致を見ており、この点は注目に値しよう。

四 わが国の人身賠償論への示唆

かつて、わが国には、財産的損害、精神的損害の他に、第三の損害として生命の喪失を考える学説もあったが、基本的には生命それ自体の価値は議論しようのないものとしてほとんど考察されないまま、今日に至っているように見受けられる。この点で、アメリカの Hedonic Damages 理論から得られる示唆は大きいと思われる。以下では、ありうべき多様な示唆の受け方の一つとして、人身損害をどのように把握し評価すべきであ

るかについて若干述べてみたい。

第一に、人身損害における損害とは何かについて、私は端的に生命の喪失や身体の傷害それ自体を一つの損害として把握したい。重要なのは、誰がどのような損害を被ったかであるから、生命侵害の場合は、遺族は共同生活者の生命の喪失、つまり共同生活者を失ったという損害を被り、人身侵害の場合は、被害者が身体傷害を負ったという損害を被ることになる。

第二に、どのように損害を金銭評価すべきであるかという問題であるが、基本的には裁判官の裁量に委ねられ、適切な賠償額が創り出されることになる。この時、当事者は、裁判官の創造的評価行為に枠づけを与えるために、評価資料としていわゆる積極的損害費目や Hedonic 価値を主張するわけである。

この Hedonic 価値については、人の生命・身体の価値は測りうるという立場から、人間は労働するためではなく自らの人生の目的を享受するために様々なリスク回避行動をとりながら生きていくことを基礎に、アメリカの Hedonic Damages 理論をより発展させた考えとして、経済的・道徳的・哲学的価値を含む人間の価値全体として評価したい。そして、人間の普遍的な価値を決定する上での枠組として、生命評価の実証研究をわが国においても行い、生命の価値を推計する。この生命の価値は、わが国の社会規範や文化・人間観を反映したものであり、ある幅をもって推計されることが予想されるが、この時、人間の価値は個別的に異なると捉えるのではなく人間の価値は本来平等であるとの理念に立ち、この幅の中からある一定の額を客

観的に創造し、それを一つの指針としてランクごとの定額化を図り、相場を形成していく方向で考えていきたい。

近親の生命侵害に基づき遺族が賠償を求める行為は、単に経済的保障を求めているのではなく、最愛の人を失ったことに ついて償って欲しい、慰謝して欲しいということにはかならない。従って、当然存在すべき最愛の共同生活者を失ったという遺族固有の被害を直視するならば、共同生活者の「生命の喪失」に 対して Hedonic Damages 理論により賠償を試みることにこそ、最も理にかなない人間の感覚に適した賠償論のように思われる。これは、単なる従来の逸失利益と慰謝料を加えたものではなく、それをほるかに越えた非財産的実質を有し、しかも従来の慰謝料よりもはるかに高い額を生み出す点で特徴的となろう。

これに対して、交通事故賠償で、実務は逸失利益の賠償を中心として慰謝料に低い地位しか与えていない。しかし、価値評価が単に労働する場合における「財貨獲得能力」や賃金として評価されうる稼働能力に限定され、また慰謝料には高額化へ作用する論理要素が欠けているので、十分な補償とはならないであろう。

公害・薬害賠償では、包括的損害論が提唱され、「総体としての被害」に対する救済が求められている。これは、筆者が提案する「経済的・道徳的・哲学的価値を含む人間の価値全体」の hedonic 価値として考えることができる。しかし、実務では、包括的損害論は専ら、大量の被害をもたらす集団訴訟の訴訟技術のために採用されるにすぎず、むしろそこでは被害の切

り捨てが行われ賠償額は低額に押さえられている。しかし、包括的損害論からの問題提起を正しく受けとめ、被害の実態に見合った高額の賠償を認めるのでなければ、人間破壊を被った被害者はいつまでも救われぬであろう。それにもかかわらず、現在の包括的損害論には実務を動かすような高額化への論理が極めて不十分であるように思われる。

かくして、Hedonic Damages 理論を積極的に取り入れる意義は、①裁判所ごと、事件ごとの極端なアンバランスをなくすことができ、個人の尊厳や人間の平等という理念に沿うること、②従来の算定方式では過小補償に陥っていた人身損害論ではるかに高い賠償額を補償しうること、③低い賠償額に押さえられている現在の包括的損害論に対して高額化への論理を寄与しうること、④賠償額を創っていく際の評価準則が必ずしも明確ではなかった、いわゆる「西原理論」の定額化論に対して指針を提供しうること、及び⑤交通事故賠償と公害・薬害賠償とを架橋しうる契機を含みうること、にある。

こうして、Hedonic Damages 理論は、従来わが国の人身賠償論ではそもそも認識されなかった視角を正面にとらえながら、人間は様々なリスク回避行動をとりつつ将来にわたり人生を楽しみ享受することに価値を認め、これを表現することにより規定される人間の価値というものを hedonic 価値として光を当て、被害者の権利本位の賠償論を志向した点で重要であるように思われる。

(静岡大学法経短期大学部助教)

Hedonic Damages on Wrongful Death Cases in the United States

Tomoko Okamoto

The purpose of this paper is that we will introduce and examine recent discussions on hedonic damages in the U. S. wrongful death cases, and try to clear whether hedonic damages are applicable to wrongful death cases in Japan.

"Hedonic damages" compensate an individual for the loss of life and loss of pleasures of living. They encompass the larger value of life including the economic, moral, and philosophical value. This term was used in *Sherrod v. Berry* (1985), which was case to authorize an award of hedonic damages.

We examine cases and articles after *Sherrod v. Berry*. The question of whether an individual may recover hedonic damages in wrongful death actions is a relatively new issue, and the courts are not in agreement, and articles are not either. So frankly speaking, hedonic damages might not have great influences on recovery for wrongful death yet.

However, we consider that hedonic damages are fit to value the loss of life in wrongful death. Because human being lives not to work, but to enjoy his life, hedonic value is regarded as value of life itself.

There are three basic models in evaluating the hedonic value. The willingness to accept model, the willingness to pay model, and the questionnaire method. One of their empirical studies suggest that the hedonic value of life is from three to thirty times the present value of lost future earnings. It is noteworthy that they all find the value of life to be greater than lifetime future earnings.

Hedonic damages are highly significant for tort law in Japan. In applying hedonic damages in our wrongful death cases, we will appeal to

assign a uniform awards for hedonic damages. Hedonic damages will improve the lower awards in traffic accidents and environmental pollution.